

第 1 章 プランの基本事項

1 プラン策定の趣旨・背景

わが国においては、平成 11 年 6 月に「男女共同参画社会基本法」が制定され、この法律に基づき、翌年の平成 12 年 12 月に「男女共同参画基本計画」が策定されました。その後、平成 17 年 12 月には「男女共同参画基本計画（第 2 次）」が、平成 22 年 12 月には、より実効性のあるアクション・プランとすることを目指した「第 3 次男女共同参画基本計画」が策定されています。

■男女共同参画に関する日本の動き

年	出来事
平成 11 年	「男女共同参画社会基本法」制定
平成 12 年	「男女共同参画基本計画」策定
平成 13 年	「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（DV 防止法）」制定
平成 15 年	「少子化社会対策基本法」、「次世代育成支援対策推進法」制定
平成 16 年	「DV 防止法」第 1 次改正 「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する基本的な方針」策定
平成 17 年	「男女共同参画基本計画（第 2 次）」策定
平成 19 年	「DV 防止法」第 2 次改正 「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針」策定
平成 20 年	「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する基本的な方針」改定
平成 22 年	「第 3 次男女共同参画基本計画」策定

愛知県においては、平成 13 年 3 月に「あいち男女共同参画プラン 21 ～個性が輝く社会をめざして～」が策定され、平成 14 年 3 月には、県、県民、事業所の取り組みの基本的な方向を明らかにした「愛知県男女共同参画推進条例」が制定されました。さらに、社会情勢や国の動向を鑑み、平成 23 年 3 月には「あいち男女共同参画プラン 2011－2015」が策定されています。

■男女共同参画に関する愛知県の動き

年	出来事
平成13年	「あいち男女共同参画プラン21」策定
平成14年	「愛知県男女共同参画推進条例」制定
平成17年	「あいち子育て・子育て応援プラン」策定 「配偶者からの暴力防止及び被害者支援基本計画」策定
平成18年	「あいち男女共同参画プラン21（改定版）」策定
平成20年	「配偶者からの暴力防止及び被害者支援基本計画（2次）」策定
平成23年	「あいち男女共同参画プラン2011-2015」策定
平成24年	「あいち仕事と生活の調和行動計画」策定

安城市では、平成12年4月に安城市の男女共同参画の方向性を定めた「安城市男女共同参画プラン」を策定し、その後、平成18年3月に後継計画となる「第2次安城市男女共同参画プラン」を策定しました。

平成20年4月には男女共同参画に取り組む姿勢や考え方（基本理念）、市、市民、事業者、教育に携わる人の役割などを定めた「安城市男女共同参画推進条例」を制定しました。

また、平成22年4月には施策や事業の実施状況と市民意識を踏まえた「第2次安城市男女共同参画プラン」の中間改訂を行いました。

■男女共同参画に関する安城市の動き

年	出来事
平成12年	「安城市男女共同参画プラン（平成12年度～平成17年度）」策定
平成13年	市民グループネットワーク「さんかく21・安城*1」発足
平成18年	「第2次安城市男女共同参画プラン（平成18年度～平成24年度）」策定
平成20年	「安城市男女共同参画推進条例」制定
平成22年	「第2次安城市男女共同参画プラン」中間改訂

「第3次安城市男女共同参画プラン」は、以上のような国、県の動向や、市における男女共同参画に関する施策の実施状況、平成23年度に実施した市民意識調査結果などを踏まえ、変化する社会経済情勢に対応し、市における男女共同参画に関する取り組みを総合的・計画的に推進するため策定します。

*1 さんかく21・安城

平成13年に発足した市民グループのネットワーク。グループネットワークの強みを生かし、男女共同参画社会の実現に向けて、エンパワーメント講座や男女共同参画講座の企画・運営、男女共同参画情報誌の作成など、さまざまな取り組みを行っている。平成24年4月1日現在21団体。

2 プランの期間

本プランの期間は、平成25年度から平成29年度までの5年間とします。また、国内外の動向や社会情勢の変化、計画期間中における事業の進捗状況を考慮し、随時、施策などの見直しを行うこととします。

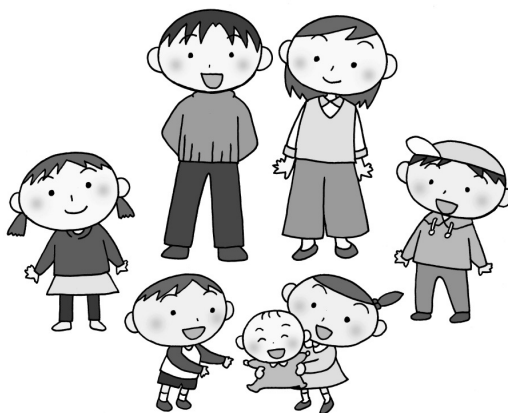
■第3次安城市男女共同参画プランと総合計画の計画期間

年度	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30
第7次安城市総合計画				→	次期計画へ		
第3次安城市男女共同参画プラン		計画期間					

3 プランの策定体制

本プランは、市の附属機関である安城市男女共同参画審議会において策定及び推進に関する重要事項を調査審議し、答申を行い策定しました。市においては、各課の担当職員で構成する作業部会、課長級職員で構成する幹事会において協議し、安城市男女共同参画審議会において審議する各事項についての原案を作成しました。

また、策定の過程において幅広く市民の意見や提案を反映させるため、企業、市民活動団体などに対するヒアリング調査を実施するとともに、平成25年1月～2月にかけてパブリックコメントを実施し、市民意見の反映に努めました。



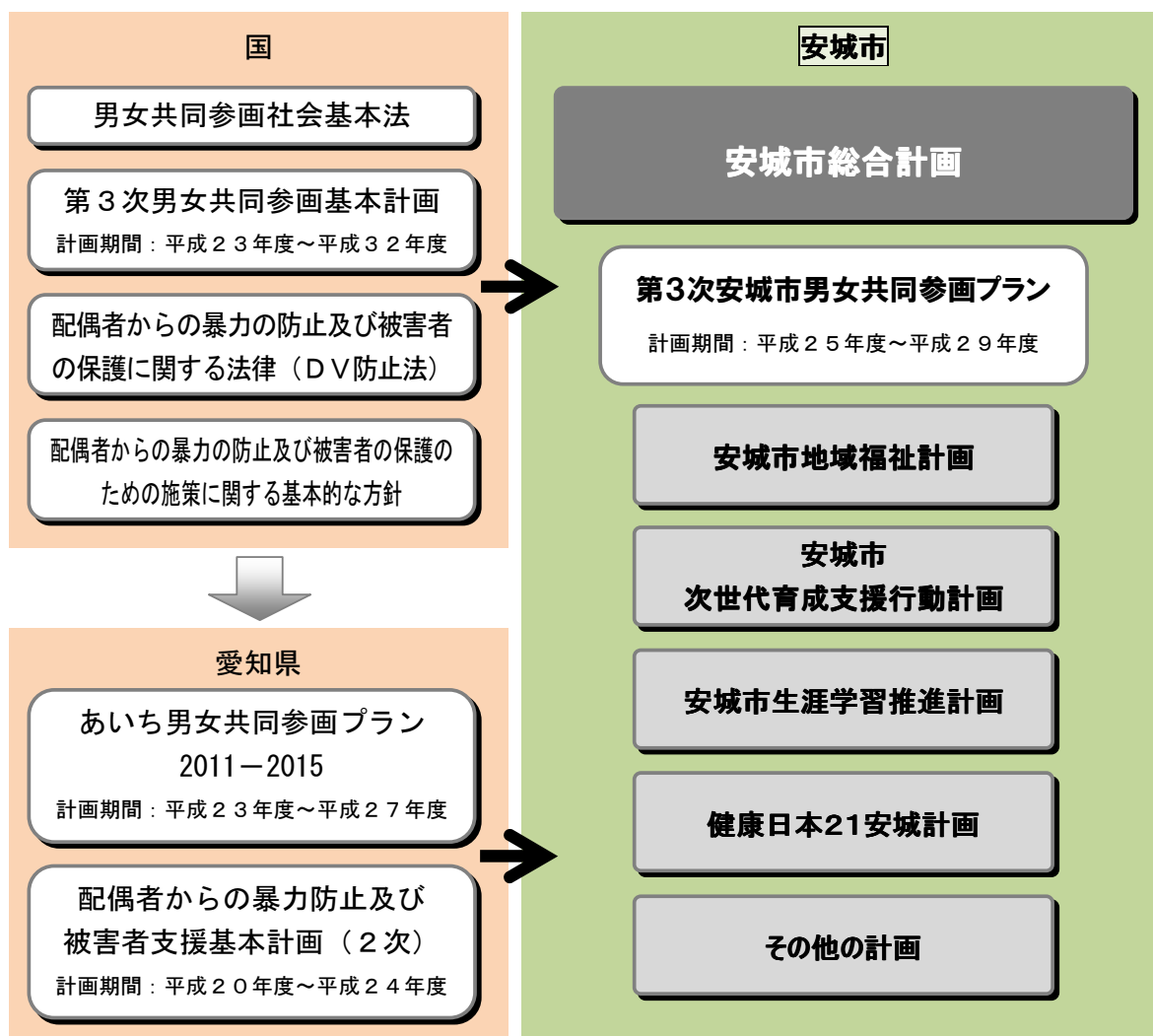
4 プランの位置づけ

本プランは、男女共同参画社会の実現に向けて安城市の施策の方向と推進のための方策を明らかにしたものであり、「男女共同参画社会基本法」第十四条第3項及び「安城市男女共同参画推進条例」第10条第1項に基づく計画として位置づけます。

また、本プランの基本目標Ⅳ「DVの根絶」に係る施策（61頁～67頁）は、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」第二条の三第3項に基づく「安城市DV基本計画（安城市における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本計画）」として位置づけます。

さらに、本プランの策定にあたっては、市が策定した他の計画との整合を図ります。

■他計画等との関連図



■男女共同参画社会基本法

男女共同参画社会基本法（抜粋）

（都道府県男女共同参画計画等）

第十四条 都道府県は、男女共同参画基本計画を勘案して、当該都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「都道府県男女共同参画計画」という。）を定めなければならない。

2 都道府県男女共同参画計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 都道府県の区域において総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱
- 二 前号に掲げるもののほか、都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市町村は、男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画計画を勘案して、当該市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「市町村男女共同参画計画」という。）を定めるように努めなければならない。

4 都道府県又は市町村は、都道府県男女共同参画計画又は市町村男女共同参画計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

■安城市男女共同参画推進条例

安城市男女共同参画推進条例（抜粋）

（基本計画の策定）

第10条 市は、男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に実施するため、男女共同参画の推進に関する基本的な計画（以下「基本計画」という。）を定めなければならない。

2 市長は、基本計画を定めるに当たっては、あらかじめ、安城市男女共同参画審議会の意見を聴かなければならない。

3 市長は、基本計画を定めるに当たっては、市民、事業者及び教育に携わる者の意見を反映するための必要な措置を講ずるものとする。

4 市長は、基本計画を定めたときは、これを公表しなければならない。

5 前3項の規定は、基本計画の変更について準用する。

■配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（抜粋）

（都道府県基本計画等）

第二条の三 都道府県は、基本方針に即して、当該都道府県における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画（以下この条において「都道府県基本計画」という。）を定めなければならない。

2 都道府県基本計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本方針
- 二 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施内容に関する事項
- 三 その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項

3 市町村（特別区を含む。以下同じ。）は、基本方針に即し、かつ、都道府県基本計画を勘案して、当該市町村における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画（以下この条において「市町村基本計画」という。）を定めるよう努めなければならない。

4 都道府県又は市町村は、都道府県基本計画又は市町村基本計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

5 主務大臣は、都道府県又は市町村に対し、都道府県基本計画又は市町村基本計画の作成のために必要な助言その他の援助を行うよう努めなければならない。